

令和元年度

人事委員会年次報告書

島根県人事委員会

目 次

I	人事委員会	1
1	委員会の権限	1
2	委員会の構成	2
3	委員会の開催状況	2
II	人事委員会事務局	9
1	組織及び職員の配置	9
(1)	組 織	9
(2)	職員の配置	9
2	事務分掌	10
3	公平委員会事務の受託団体	11
III	任用業務	12
1	競争試験	12
(1)	採用試験	12
	ア 試験実施概要	13
	イ 試験実施結果	17
2	選 考	23
(1)	採用選考	23
	ア 適用根拠規定状況	23
	イ 職種別状況	24
	ウ 公開選考試験実施結果	25
IV	給与業務	30
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	30
(1)	報 告	30
	ア 職員給与等に関する報告	30
	イ 人事管理に関する報告	36
	ウ 勧告実施の要請	43
(2)	勧 告	43
	ア 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正	43
	イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	44
	ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	44
	エ 改定の実施時期	44
2	給与の支払監理の実施状況	44
3	給与関係規則等の制定及び改正の状況	45

V 公平審査等業務	48
1 公平審査事案の処理	48
(1) 不利益処分についての審査請求の審査	48
ア 県 関 係	48
イ 受託団体関係	48
(2) 勤務条件に関する措置要求の審査	48
ア 県 関 係	48
イ 受託団体関係	48
(3) 苦情処理に関する事項	48
ア 県 関 係	48
イ 受託団体関係	48
(4) 公務災害補償に関する審査	48
2 職員団体等関係事務	49
(1) 職員団体の登録	49
ア 県 関 係	49
イ 受託団体関係	49
(2) 職員団体等の規約の認証	50
(3) 管理職員等の範囲の指定	51
ア 県 関 係	51
イ 受託団体関係	51
3 労働基準監督機関の職権行使	51
(1) 労働基準法別表第1による号別区分	51
(2) ボイラーや第一種圧力容器の検査	53
(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況	55
4 勤務条件等実態調査	55
5 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況	56

(参考)

1 歴代人事委員会委員と在任期間（令和2年4月1日現在）	57
2 委員会の構成（令和2年4月1日現在）	59
3 事務局職員名簿（令和2年4月1日現在）	59

I 人事委員会

1 委員会の権限

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講すべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験、選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
- ク 職員の研修及び人事評価に関すること。
- ケ 職員の苦情を処理すること。
- コ 職員の退職管理に関すること。
- サ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表に関する計画の立案及び提出、職員団体の登録に関する事務、非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職權行使等）

(2) 準立法的権限

- 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

(3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決又は決定をすること。
- ウ 学校医等に関わる公務災害補償に関する審査の請求を審査すること。

2 委員会の構成

職	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	中 村 寿 夫	平成27年7月26日～ 令和元年7月25日	弁護士
委員長職務 代 理 者※	本 間 恵美子	平成30年10月11日～ 令和4年10月10日	(元)公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長 ※R元. 7. 26から委員長
委 員 ※	長谷川 真 二	平成29年7月8日～ 令和3年7月7日	(元)島根県地域振興部長 ※R元. 7. 26から委員長 職務代理者
委 員	丑久保 和 彦	令和元年7月26日～ 令和5年7月25日	弁護士

3 委員会の開催状況

回	年月日	議 案
第1468回	H31. 4. 19	<p>付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 採用試験合否判定要領の一部改正について 2. 平成31（2019）年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施について 3. 平成31（2019）年度島根県職員採用高校卒業程度試験（A日程）及び島根県職員（診療放射線技師）採用試験の実施について 4. 令和元年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施について 5. 平成31（2019）年度島根県職員（獣医師）採用選考試験の実施について 6. 人事委員会規則の一部改正について 7. 教育委員会規則の一部改正について <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査の実施について
第1469回	R元. 6. 5	<p>付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会規則の一部改正等について <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度島根県職員（経験者）採用試験の受験会場の変更について 2. 平成30年（審）第1号事案について

回	年月日	議案
		<p>報告事項</p> <p>1. 人事委員会規則の一部改正について その他</p> <p>1. 採用試験の応募状況について 2. 6月定例議会の出席者について 3. 今後の人事委員会の日程について</p>
第1470回	R元. 7. 3	<p>付議事項</p> <p>1. 平成31（2019）年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の合格者決定について その他</p> <p>1. 今後の人事委員会の日程について</p>
第1471回	R元. 7. 18	<p>付議事項</p> <p>1. 平成31（2019）年度島根県職員（獣医師）採用選考試験の合格者決定について 2. 令和元年度島根県職員（経験者）採用試験の実施について 3. 令和元年度島根県職員（地区別）採用試験の実施について 4. 令和元年度島根県職員採用高校卒業程度試験（B日程）及び島根県職員（資格免許職）採用試験の実施について 5. 令和元年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施について 6. 令和元年度島根県職員（船舶乗組員）及び島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験の実施について 7. 令和元年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の実施について 8. 平成30年（審）第1号事案に係る職権調査について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 2019年職種別民間給与実態調査の実施状況について その他</p> <p>1. 平成31（2019）年度島根県職員採用大学卒業程度試験の第2次試験面接員（案）について 2. 今後の人事委員会等の開催予定について</p>
第1472回	R元. 7. 26	<p>付議事項</p> <p>1. 委員長の選任及び委員長職務代理者の指定について 2. 審査請求の審査における審査長の指名について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 平成30年（審）第1号事案について 2. 人事委員会と任命権者の意見交換について</p>

回	年月日	議案
		<p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について 2. 9月議会の日程について
第1473回	R元. 8.16	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 採用試験合否判定要領の一部改正について 2. 平成31（2019）年度島根県職員採用大学卒業程度試験の合格者決定について 3. 平成31（2019）年度島根県職員採用高校卒業程度試験（A日程）及び島根県職員（診療放射線技師）採用試験の合格者決定について 4. 令和元年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の実施について 5. 平成30年（審）第1号事案に係る職権調査（第2回）について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について 2. 人事委員会勧告について
第1474回	R元. 9.10	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の合格者決定について 2. 令和元年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の実施について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会勧告について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年（審）第1号事案について 2. 条例案に対する意見について
第1475回	R元. 9.17	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度U・Iターン型経験者採用選考試験の実施について 2. 令和元年度島根県職員（獣医師）採用選考試験（第2回）の実施について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会勧告について
第1476回	R元. 9.26	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年（審）第1号事案に係る権限の委任について

回	年月日	議案
		協議事項 1. 人事委員会勧告について その他 1. 11月議会の日程について
第1477回	R元. 10. 7	付議事項 1. 採用試験合否判定要領の一部改正について 2. 令和元年度島根県職員（船舶乗組員）及び島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験の合格者決定について 3. 人事委員会勧告について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について 2. 11月議会の日程について
第1478回	R元. 10. 17	付議事項 1. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 2. 教育委員会規則（会計年度任用職員関係）の制定について 3. 職員の給料の訂正について その他 1. 次回の人事委員会の開催について
第1479回	R元. 10. 25	付議事項 1. 職員の給料の訂正について 報告事項 1. 採用計画の変更について
第1480回	R元. 11. 21	付議事項 1. 令和元年度島根県職員採用高校卒業程度（B日程）試験の合格者決定について 2. 令和元年度島根県職員（資格免許職）採用試験の合格者決定について 3. 令和元年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の合格者決定について 4. 令和元年度島根県職員（地区別）採用試験の合格者決定について 5. 令和元年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施について 6. 令和元年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験（第2回）の実施について 7. 令和元年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験（第2回）の実施について

回	年月日	議 案
		<p>8. 令和元年度島根県職員（文化財研究員）採用選考試験の実施について</p> <p>9. 職員の任用に関する細則の一部改正について</p> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について 2. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 3. 島根県職員採用大学卒業程度試験（行政）について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度島根県職員（獣医師）採用選考試験（第2回）の結果について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会の開催予定について
第1481回	R元. 12. 12	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度島根県職員（経験者）採用試験の合格者決定について 2. 令和元年度島根県職員（U・I ターン型経験者）採用選考試験の合格者決定について 3. 令和元年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の合格者決定について 4. 令和元年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の合格者決定について 5. 令和元年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の合格者決定について 6. 平成30年（審）第1号事案の裁決について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 島根県職員採用大学卒業程度試験（行政）について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について 2. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について
第1482回	R元. 12. 20	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 2. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について 3. 級別職務分類に関する細則の一部改正について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2月定例議会の出席者について 2. 今後の人事委員会の日程について

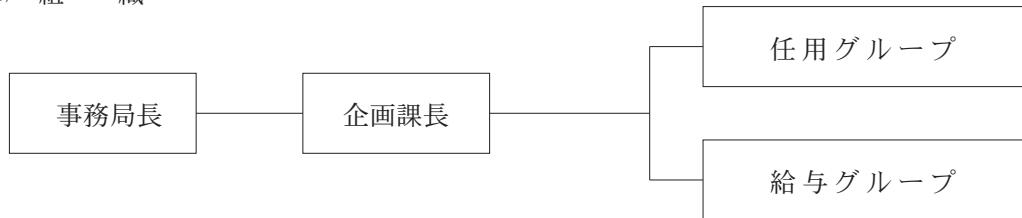
回	年月日	議案
第1483回	R 2. 1. 24	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の合格者決定について 2. 令和元年度島根県職員（文化財研究員）採用選考試験の合格者決定について 3. 令和2年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（自己アピール型））の実施について 4. 職員の採用選考について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度中国地方人事委員会協議会委員全員会議について 2. 2月議会の日程について
第1484回	R 2. 2. 6	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和元年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験（第2回）の合格者決定について 2. 令和元年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験（第2回）の合格者決定について 3. 採用試験合否判定要領の一部改正について 4. 条例案に対する意見について 5. 職員の採用選考について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度職員採用試験の実施予定について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1485回	R 2. 2. 27	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の実施について 2. 宿日直勤務の許可について 3. 会計年度任用職員の通勤手当に相当する報酬の額の特例の承認について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度中国地方人事委員会協議会委員全員会議について

回	年月日	議案
第1486回	R 2. 3. 11	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会事務局職員の人事異動について 2. 行政組織の改正等に伴う職務の級及び管理職手当の決定について 3. 断続的労働の許可について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会規則の一部改正について 2. 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則第13条第3項の規定に基づく承認申請について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
第1487回	R 2. 3. 24	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の採用選考について 2. 人事委員会規則（処務関係）の一部改正について 3. 人事委員会規則（任用関係）の一部改正について 4. 人事委員会規則（服務関係）の一部改正について 5. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 6. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について 7. 非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について 8. 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則第13条第3項の規定に基づく承認申請について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年6月議会の出席者について 2. 今後の人事委員会等の開催予定について

II 人事委員会事務局

1 組織及び職員の配置

(1) 組織



(2) 職員の配置

(単位：人)

区分	職名							計
	局長	課長	グループリーダー	主幹	企画員	主任	主事	
事務局長	1							1
企画課長		1						1
任用グループ			1		1	2		4
給与グループ			1	1		1	1	4
計	1	1	2	1	1	3	1	10

2 事務分掌

企画課

(任用グループ)

1. 人事委員会の議事に関すること。
2. 任用制度に関すること。
3. 採用試験に関すること。
4. 選考に関すること。
5. 勤務時間その他の勤務条件の制度に関すること。
6. 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
7. 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
8. 職員からの苦情相談に関すること。
9. 労働基準監督機関の職権の行使に関するこ (36協定関係に限る。)。
10. 退職管理に関するこ。
11. 分限、懲戒及び処分に関するこ。
12. 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関するこ。
13. 文書管理及び公印の管守に関するこ。
14. 予算、経理その他庶務事務に関するこ。

(給与グループ)

1. 給与制度に関するこ。
2. 職員給与及び民間給与の実態調査に関するこ。
3. 給与の支払監理に関するこ。
4. 管理職員等の範囲、職員団体の登録に関するこ。
5. 労働基準監督機関の職権の行使に関するこ。

3 公平委員会事務の受託団体

令和元年度末で公平委員会の事務を受託している団体は、次のとおりである。

○ 町 村

町 村 名	職 員 数	受託年月日	町 村 名	職 員 数	受託年月日
奥出雲町	246	H17. 3. 31	吉賀町	100	H17. 10. 1
飯南町	149	H17. 1. 1	隱岐の島町	259	H16. 10. 1
川本町	59	S 41. 4. 1	海士町	75	S 41. 4. 1
美郷町	99	H16. 10. 1	西ノ島町	78	S 41. 4. 1
邑南町	210	H16. 10. 1	知夫村	37	S 41. 4. 1
津和野町	130	H17. 9. 25	計	1,442	

○ 一部事務組合等

一部事務組合等名	事務所の所在地	職 員 数	受託年月日
鹿足郡養護老人ホーム組合	吉賀町六日市263	17	S 47. 4. 1
鹿足郡事務組合	津和野町滝元668	9	S 47. 11. 1
島前町村組合	西ノ島町美田2071-1	59	S 52. 4. 1
雲南市・飯南町事務組合	雲南市掛合町掛合1261-3	34	S 59. 4. 1
鹿足郡不燃物処理組合	吉賀町六日市幸地1319	2	S 60. 7. 1
島根県市町村総合事務組合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	7	H 5. 4. 1
邑智郡公立病院組合	邑南町中野3848-2 公立邑智病院内	109	H 5. 8. 1
邑智郡総合事務組合	川本町大字川本332-15	22	H 6. 8. 1
雲南広域連合	雲南市木次町里方1100-6	125	H 11. 10. 1
隱岐広域連合	隱岐の島町都万2016	245	H 11. 10. 1
島根県後期高齢者医療広域連合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	18	H 19. 4. 1
計		647	

※職員数は、平成31年地方公務員給与実態調査による。

III 任用業務

1 競争試験

(1) 採用試験

県職員採用試験については、昭和56年度まで実施していた級別（上級、中級、初級職）試験制度を改め、昭和57年度からは、程度別（大学卒業程度、高校卒業程度）試験を採用して現在に至る。また、選考職種であった資格又は免許を必要とする職についても逐次競争試験に切り替え、昭和59年度から資格免許職試験として実施している。

平成4年度からは、民間企業等で培われた経験を県行政の展開の中で有効に生かせる人材を求めた「経験者試験」を実施するほか、平成6年度からは、石見、隠岐地区における人材の確保、住民サービスの向上及び定住の促進を図るために「地区別試験」を実施してきた。

一方、受験者確保のため、県外試験場の設置（東京：平成3年度～・大阪：平成4年度～）や、募集活動、受験申込みへのインターネットの活用など情報化に対応した取り組みも行つてきている。

平成19年度からは、警察本部機動隊への配属を前提とした警察官（武道）採用試験を新たに実施し、平成20年度からは、看護師、臨床検査技師等一部の職についての採用の選考権限を病院局へ委任した。

平成22年度からは、大学卒業程度試験の「行政」区分については、1次試験科目に「個別面接」を追加し、人物評価を重視した採用をより一層推し進めた。

平成25年度からは、大学卒業程度試験の「行政」及び「警察事務」区分について、多様な人材が受験しやすくなるため専門試験の解答数を40題から20題に減らし、試験時間を120分から90分に短縮した。専門試験の配点を減らすとともに、「行政」区分については第2次試験で討論型個別面接を導入し、集団討論を廃止した。

平成28年度は、受験年齢の見直しを行い、大学卒業程度試験「行政」区分の受験年齢上限を32歳から29歳に引き下げ、経験者採用試験「行政」区分の対象年齢を「25歳～35歳」から「30歳～37歳」に変更したほか、地区別採用試験でも変更を行った。また、経験者採用試験について、幅広い経験を持った多様な人材を確保するため、自己アピール論文試験及び自己PR型個別面接試験を導入し、平成29年度からは経験者採用試験「行政」以外の対象年齢を「33歳～37歳」から「33歳～40歳」に変更した。平成30年度は、9月の資格免許職試験で実施していた診療放射線技師の実施時期の早期化を図り6月に実施、また、経験者採用試験に大阪会場を追加した。

令和元年度は、大学卒業程度試験「行政」区分について第2次試験で討論型個別面接を廃止、集団討論を復活させた。また、高校卒業程度試験「総合土木」では受験者確保のため6月に試験実施するA日程を追加した。経験者採用試験については浜田会場を廃止し、広島会場を追加した。

本年度の実施状況については、大学卒業程度試験では17区分で実施し、採用予定数は102人と前年の100人を上回り、受験者数も前年を下回った。高校卒業程度試験では8区分で実施し、採用予定者数は39人と前年を上回り、受験者数は前年を下回った。

その他の競争試験としては、資格免許職試験（2区分）と警察官採用試験を実施した。

ア 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・化学・心理・児童福祉・保健師・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・機械・警察事務・少年補導・情報処理・警察建築・警察科学(心理)	[行政・総合土木] 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者若しくは平成10年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者 [行政・総合土木を除く試験区分]	4月26日から 5月24日まで	6月23日	7月27日から 8月2日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 記述式 (情報処理) 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (行政・警察事務) 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	農業・林業・水産・建築・機械・埋蔵文化財保護・警察建築	昭和62年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者若しくは平成10年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者	11月29日から 12月23日まで	1月11日から 1月12日まで	—	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 30問120分 (水産・建築・機械・警察建築) 記述式 (埋蔵文化財保護) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査	—

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A,B(出雲)・学校事務A,B(石見)・学校事務A(隠岐)・警察事務	[学校事務A]平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分]平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者	7月29日から8月30日まで	9月29日	10月27日から10月30日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	診療放射線技師	平成3年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む)	4月26日から5月24日まで	6月23日	7月28日から8月2日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	司書	平成4年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者(取得見込み含む)	7月29日から8月30日まで	9月29日	10月27日から10月30日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
経験者採用試験	行政	昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者	8月6日から9月14日まで	10月20日	11月30日から12月1日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール 論文試験 自己P R型面接試験	人物試験 個別面接 適性検査
	水産	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者	同上	同上	11月30日	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 記述式 自己アピール 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒・ 第1回) 試験	10月採用男 性・10月採 用女性	昭和60年4月2 日以降に生まれ た者で、学校教 育法による大学 を卒業した者 (9月30日まで の卒業見込者含 む)	3月11日 から 4月19日 まで	5月12日	6月16日 から 6月18日 まで	教養試験 五肢扱一式 50問150分 身体・体力検 査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
			同上	同上	6月15日 から 6月18日 まで	教養試験 五肢扱一式 50問150分 身体・体力検 査 (武道は身 体検査のみ) 特技加点 (武道を除 <)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試 験 (武道のみ)
警察官 (大学卒・ 第2回) 試験	男性・女性	[男性・女性] 昭和61年4月2 日以降に生まれ た者で、学校教 育法による大学 を卒業した者 (卒業見込者含 む) [武道] 次のア及びイに 該当する者 ア 平成5年4 月2日以降に 生まれた男性 で、学校教育 法による大学 を卒業した者 (卒業見込者含 む) イ 柔道又は剣 道の段位3段 以上の者	5月20日 から 6月19日 まで	7月14日	8月25日 から 8月27日 まで	教養試験 五肢扱一式 50問150分 身体・体力検 査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和61年4月2 日から平成14年 4月1日までに 生まれた者(た だし、学校教育 法による大学を 卒業した者及び 卒業見込みの者 を除く) [武道] 次のア及びイの いずれにも該当 する者 ア 平成5年4 月2日から平 成14年4月1 日までに生ま れた男性(た だし、学校教 育法による大 学を卒業した 者及び卒業見 込みの者を除 く) イ 柔道又は剣 道の段位3段 以上の者(柔 道は、令和2 年3月31日ま でに高校卒業 見込みの者に 限り、段位2 段以上)	7月29日 から 8月30日 まで	9月22日	11月2日 から 11月3日 まで	教養試験 五肢挙一式 50問120分 身体・体力検 査 (武道は身 体検査のみ) 特技加点 (武道を除 く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試 験 (武道のみ)

イ 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定員	受験申込者数(A)			受験者数(B)			受験率(B)/(A) 計			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(D)				
			大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	率(D/B) 計	最終合格率(B/D)	採用者数R ^{2.5} 現在
行 政	政	49	男女計	107	82	1	3	85	79.4%	67	65	34	40.0%	34	40.0%	2.5	27					
			男女計	48	36	1	3	37	77.1%	28	28	15	40.5%	15	40.5%	2.5	11					
化 学	学	2	男女計	155	118	1	3	122	78.7%	95	95	49	49	49	49	49	49	49	49	40.2%	2.5	38
			男女計	5	2			1	3	60.0%	2	1	3	1	1	1	1	1	33.3%	3.0	1	
心 理	理	2	男女計	10	6			1	7	80.0%	5	1	6	5	2	2	2	2	25.0%	4.0	1	
			男女計	5	2			1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	28.6%	3.5	2	
児童福祉社	2	男女計	男女計	3	3			2	2	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	0.0%	2.0	1	
			男女計	3	4			3	3	100.0%	2	2	2	2	1	1	1	1	33.3%	3.0	1	
保健師	3	男女計	男女計	8	7			7	4	80.0%	3	3	3	2	2	2	2	2	50.0%	2.0	1	
			男女計	0	5			5	5	100.0%	5	5	5	3	3	3	3	3	33.3%	3.0	1	
農 業	業	5	男女計	10	9	1		9	90.0%	8	8	7	4	4	4	4	4	4	44.4%	2.3	4	
			男女計	7	4	1		5	71.4%	4	4	4	3	3	3	3	3	3	60.0%	1.7	3	
畜 産	業	1	男女計	17	13	1		14	82.4%	12	12	11	7	7	7	7	7	7	50.0%	2.0	7	
			男女計	3	2			1	3	100.0%	2	2	2	1	1	1	1	1	33.3%	3.0	1	
林 業	程	4	男女計	9	5			5	55.6%	4	4	4	4	4	4	4	4	4	80.0%	1.3	3	
			男女計	12	6			6	50.0%	4	4	4	4	4	4	4	4	4	66.7%	1.5	3	
水 総合	度	16	男女計	7	3			1	4	57.1%	3	1	4	3	1	1	1	1	2	50.0%	2.0	2
			男女計	1	1			1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	
建 築	業	4	男女計	21	16			2	18	85.7%	16	2	18	16	11	2	2	2	72.2%	1.4	8	
			男女計	3	1			1	2	66.7%	1	1	2	1	1	1	1	1	50.0%	1.3	9	
機 械	業	1	男女計	24	17			3	20	83.3%	17	3	20	18	12	3	3	3	75.0%	1.7	2	
			男女計	4	2			2	50.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	1	50.0%	2.0	1	
警察	事務	3	男女計	5	2			1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	33.3%	3.0	1	
			男女計	8	2			2	25.0%	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0.0%			

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)		受験者数(B)		受験率(B)/(A)		第1次試験合格者数(C)		第2次試験受験者数(D)		最終合格者数(D)		採用者数(B)/(D)	最終倍率(B)/(D)	採用者数(R2.5)現在		
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計				
少 年 補 導	男女	4	男女	2	1	1	1	50.0%	1	1	1	1	2	1	1	0	0.0%	1		
	男女計		男女	4	2	3	1	75.0%	1	4	2	1	3	3	1	1	66.7%	1.5		
	男女	6	男女	6	3	3	1	66.7%	2	4	1	1	3	3	1	1	50.0%	2.0		
	男女計		男女	3	3	3	1	100.0%	3	3	0	3	3	1	1	33.3%	3.0			
情 報 処 理	男女	1	男女	1	1	1	1	0.0%	0	0	0	3	3	1	1	33.3%	3.0			
	男女計		男女	4	3	3	1	0.0%	3	3	75.0%	3	3	1	1	33.3%	3.0			
	男女	1	男女	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	1		
	男女計		男女	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	1		
警 察 建 築 (心 理)	男女	1	男女	2	2	2	2	100.0%	2	5	4	1	4	4	1	1	20.0%	5.0		
	男女計		男女	9	7	5	7	71.4%	4	7	77.8%	4	4	4	4	1	14.3%	7.0		
	男女	5	男女	5	5	5	5	100.0%	0	0	0.0%	0	3	3	3	3	60.0%	1.7		
	男女計		男女	6	5	5	5	83.3%	0	5	0.0%	0	3	3	3	3	60.0%	1.7		
農 業 (1月実施)	男女	1	男女	1	1	1	1	100.0%	0	0	0.0%	0	3	3	3	3	66.7%	1.5		
	男女計		男女	3	3	3	3	100.0%	3	3	0.0%	0	2	2	2	2	66.7%	1.5		
	男女	1	男女	3	3	3	3	100.0%	3	3	0.0%	0	2	2	2	2	66.7%	1.5		
	男女計		男女	3	3	3	3	100.0%	3	3	0.0%	0	1	1	1	1	33.3%	3.0		
林 業 (1月実施)	男女	1	男女	3	3	3	3	100.0%	3	3	0.0%	0	2	2	2	2	66.7%	1.5		
	男女計		男女	3	3	3	3	100.0%	3	3	0.0%	0	1	1	1	1	33.3%	3.0		
	男女	1	男女	3	3	3	3	100.0%	3	3	0.0%	0	1	1	1	1	33.3%	3.0		
	男女計		男女	3	3	3	3	100.0%	3	3	0.0%	0	1	1	1	1	33.3%	3.0		
水 程 (1月実施)	男女	1	男女	1	1	1	1	100.0%	1	1	0.0%	0	1	1	1	1	33.3%	3.0		
	男女計		男女	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	1		
	男女	1	男女	2	1	1	1	100.0%	2	1	0.0%	0	1	1	1	1	50.0%	2.0		
	男女計		男女	2	1	1	1	100.0%	2	1	0.0%	0	1	1	1	1	50.0%	2.0		
機 械 (1月実施)	男女	1	男女	2	1	1	1	100.0%	2	1	0.0%	0	1	1	1	1	25.0%	4.0		
	男女計		男女	4	4	4	4	100.0%	4	4	0.0%	0	1	1	1	1	0.0%	8.0		
	男女	1	男女	4	4	4	4	100.0%	4	4	0.0%	0	1	1	1	1	12.5%	8.0		
	男女計		男女	8	8	8	8	100.0%	8	8	0.0%	0	1	1	1	1	100.0%	1.0		
埋蔵文化財保護 (1月実施)	男女	1	男女	1	1	1	1	100.0%	1	1	0.0%	0	1	1	1	1	100.0%	1.0		
	男女計		男女	1	1	1	1	100.0%	1	1	0.0%	0	1	1	1	1	100.0%	1.0		
	男女	1	男女	1	1	1	1	100.0%	1	1	0.0%	0	1	1	1	1	100.0%	1.0		
	男女計		男女	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	1		
警 察 建 築 (1月実施)	男女	1	男女	1	1	1	1	100.0%	1	1	0.0%	0	1	1	1	1	100.0%	1.0		
	男女計		男女	2	2	2	2	100.0%	2	2	0.0%	0	1	1	1	1	100.0%	1.0		
	男女	1	男女	2	2	2	2	100.0%	2	2	0.0%	0	1	1	1	1	100.0%	1.0		
	男女計		男女	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	1		
合 计	男女	109	男女	209	153	0	0	11	164	78.5%	116	0	5	121	68	0	4	72	43.9%	
	男女計	320	男女	111	79	2	0	3	84	75.7%	55	0	0	57	32	0	2	34	40.5%	
				320	232	2	0	14	248	77.5%	171	0	0	7	178	170	0	6	106	42.7%
																		58	25	
																		83		

第1次試験：6月23日 第2次試験：7月27日～8月2日
1月実施試験：1月11日～12日（第2次試験なし）

試験種類	試験区分	採用予定員人	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)								
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	率(D)/(B)	率(D)/(D)				
総合土木(6月実施)	一般事務	11	男女計	37	21	13	34	91.9%	17	11	28	26	6	3	9	26.5%	3.8	7	2	50.0%	2.0	2	2	2	100.0%	1.0	1			
			男女計	27	13	8	24	88.9%	3	12	5	20	19	3	5	4	46.7%	4	4	4	2	100.0%	1.5	1.5	3	100.0%	1.5	1		
高校卒業	学校事務A(出雲地区)	9	男女計	17	16	16	94.1%	16	16	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	62.5%	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	10			
			男女計	22	11	1	3	4	19	86.4%	4	1	5	4	2	2	2	2	2	2	10.5%	9.5	2	2	2	26.0	1			
学校事務A(石見地区)	学校事務A(石見地区)	3	男女計	53	24	8	6	7	45	84.9%	7	1	8	7	3	3	3	3	3	3	6.7%	15.0	3	3	3	3	3	3		
			男女計	3	2	1		1	3	100.0%	2	1	3	0	2	1	1	1	1	1	2	66.7%	1.5	2	2	2	33.3%	3.0		
学校事務B(隠岐地区)	学校事務B(隠岐地区)	1	男女計	1	1	1		1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0.0%	1.0	1	1	1	100.0%	2.0	1	
			男女計	2	1	1		1	2	100.0%	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	50.0%	2.0	1	1	1	1	1	1	
程度	学校事務B(出雲地区)	2	男女計	7	6	6	85.7%	6	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	16.7%	6.0	1	1	1	1	1	1
			男女計	8	1	3	7	87.5%	13	86.7%	2	4	100.0%	2	6	8	8	8	8	8	8	1	1	14.3%	7.0	1	1	1	1	1
警察官	警察官	1	男女計	3	1	2	3	100.0%	1	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	25.0%	4.0	1	1	1	33.3%	3.0	1
			男女計	1	1	1		1	1	100.0%	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	14.3%	7.0	2	2	2	22.2%	4.5	5
合計		39	男女計	107	13	1	49	99	92.5%	6	0	37	25	68	53	2	0	18	9	29	29.3%	3.4	26	26	26	26.9%	3.7	17		
			男女計	89	15	13	31	19	78	87.6%	4	5	17	12	38	33	2	5	7	7	21	26.9%	3.7	17	17	28.2%	3.5	43		
			男女計	196	28	14	80	55	177	90.3%	10	5	54	37	106	86	4	5	25	16	50	28.2%	3.5	43	43	43	43	43	43	43

6月実施試験 第1次試験：6月23日
9月実施試験 第1次試験：9月29日

第2次試験：7月28日～8月2日

第2次試験：10月27日～30日

試験種類	試験区分	採用予定員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)					
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(D)	(B)/(D)		
資格免許職	診療放射線技師	2	男女	4	3			1	4	100.0%	3	1	4	4	1	1	25.0%	4.0	1		
			男女計	2	2				2	100.0%	2		2	1	1	1	50.0%	2.0	1		
			男女	6	5			1	6	100.0%	5		6	2	2	2	33.3%	3.0	2		
司書	2	2	男女	1	1			1	100.0%	1		1	1	1	1	0	0.0%	0.0	1		
			男女計	13	5	6		11	84.6%	4	1	5	5	2	2	2	18.2%	5.5	2		
			男女	14	6	6		12	85.7%	5	1	6	6	2	2	2	16.7%	6.0	2		
合計	4	4	男女	5	4	0	0	1	5	100.0%	4	0	1	5	1	0	0	20.0%	5.0	1	
			男女計	15	7	6	0	0	13	86.7%	6	1	0	7	3	0	0	3	23.1%	4.3	3
			男女	20	11	6	0	1	18	90.0%	10	1	0	12	4	0	0	4	22.2%	4.5	4

診療放射線技師 第1次試験：6月23日 第2次試験：7月31日
司書 第1次試験：9月29日 第2次試験：10月28日

試験種類	試験区分	採用予定員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)				
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒		
経験者	行 政	男女計	男	67	44	2	5	51	76.1%	25	2	30	29	8	1	9	17.6%	5.7		
		女	22	12	5	1	19	86.4%	9	3	1	14	14	6	1	8	42.1%	2.4		
	水 産	男女計	男	89	56	5	3	70	78.7%	34	3	4	44	43	14	1	17	24.3%	4.1	
		女	4	3				3	75.0%	2			2	1	1		1	33.3%	3.0	
合 計		男女計	男	71	47	0	2	5	54	76.1%	27	0	2	32	33	9	0	10	18.5%	5.4
		女	22	12	5	1	19	86.4%	9	3	1	14	14	6	1	0	8	42.1%	2.4	
			合 計	93	59	5	3	6	73	78.5%	36	3	4	46	47	15	1	2	0	18
																			4.1	
																			15	

第1次試験：10月20日 第2次試験：11月30日～12月1日

試験種類	試験区分	採用予定員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	
地 区 別	一般事務(石見地区)	男女計	男	12	8	1	1	11	91.7%	5		5	3			1	1	0	0.0%
		女	5	3	1	1	2	15	80.0%	3		1	4			1	1	25.0%	
	一般事務(隱岐地区)	男女計	男	17	11	1	1	2	88.2%	8		1	9	7		1	1	6.7%	
		女	2	1				1	50.0%	1		1	1			1	1	0.0%	
	合 計	男女計	男	14	9	1	1	12	85.7%	6	0	6	4	0	0	0	0	0.0%	
		女	8	4	0	1	2	3	19	86.4%	10	0	1	2	13	11	0	2	
				22	13	1	2											2	
																		2	

第1次試験：9月29日 第2次試験：10月28日～29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			採用者数 R ^{2.5} 現在		
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他
大 学 第1回 (10月採用)	卒	10	男	24	12			12	50.0%	11		11	10	4		4	33.3%	3.0	4		
	女	5	1					1	20.0%	1		1	1	1		1	100.0%	1.0	1		
	計	29	13					13	44.8%	12		12	11	5		5	38.5%	2.6	5		
大 学 第1回 (4月採用)	卒	24	男	107	80			80	74.8%	65		65	46	27		27	33.8%	3.0	13		
	女	27	19					19	70.4%	17		17	11	6		6	31.6%	3.2	2		
	計	134	99					99	73.9%	82		82	57	33		33	33.3%	3.0	15		
大 学 第1回 (武道)	卒	1	男	4	4			4	100.0%	2		2	2	2		0	0.0%		0		
	女		4					4	100.0%	2		2	2	2		0	0.0%		0		
	計	108	53					38	47.5%	31		31	17	8		8	21.1%	4.8	6		
大 学 第2回	卒	6	男	80	38			15	53.6%	9		9	8	4		4	26.7%	3.8	3		
	女	28	15					53	49.1%	40		40	25	12		12	22.6%	4.4	9		
	計	108	53																		
高 校 純 官	卒業程度	4	男	65	1	39	19	59	90.8%	1	32	17	50	48		16	5	21	35.6%	2.8	
	女	25	1	17	5	23	23	92.0%		1	10	4	15	14		4	2	6	26.1%	3.8	
	計	90	2	56	24	82	91.1%	2	42	21	65	62		20	7	7	27	32.9%	3.0	23	
高 校 純 官 (武道)	卒業程度	2	男	3		2	1	3	100.0%		2	1	3	3		2	2	66.7%	1.5	2	
	女	0				2	1	3	100.0%		2	1	3	3		2	2	66.7%	1.5	2	
	計	3																			
合 計	男	283	134	1	41	20	196	69.3%	109	1	34	18	162	126	39	0	18	5	62	31.6%	3.2
	女	85	35	1	17	5	58	68.2%	27	1	10	4	42	34	11	0	4	2	17	29.3%	3.4
	計	368	169	2	58	25	254	69.0%	136	2	44	22	204	160	50	0	22	7	79	31.1%	3.2

大学卒(第1回) ……第1次試験：5月12日、第2次試験：6月15日～18日
 大学卒(第2回) ……第1次試験：7月14日、第2次試験：8月25日～27日
 高校卒業程度……第1次試験：9月22日、第2次試験：10月2日～4日

2 選 考

職員の採用選考の状況は、(1)のとおりである。

(1) 採用選考

ア 適用根拠規定状況

規 定		部 局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職員の任用に関する規則	細則第7条第1号・2号 ・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	人 12 (7)	人 —	人 —	人 14 (14)	人 —	人 28 (21)	人
	細則第7条第3号 (海事職)	3	—	1	—	—	—	4
	細則第7条第4号 (研究職の2級以上)	2	—	1	—	—	—	3
	細則第7条第5号～7号、 9～11号 (医療職)	14	31	—	—	—	—	45
	第14条第3号 (他の地方公共団体又は国のお在職者)	4 (4)	—	—	1 (1)	—	—	5 (5)
	第14条第4号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—	—
	第14条第5号・9号 (競争試験を行うことが不適当な職)	9	—	—	—	—	—	9
	第14条第8号 (任命権者に委任)	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条		—	—	—	—	—	—	—
合 計		44 (11)	31	2	15 (15)	—	92 (26)	

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

イ 職種別状況

部 局		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職種							
行政職	部・次長級	1					1
	課長級	3					3
	グループリーダー	1			1		2
	企画員	1					1
	主任・主任主事・主任技師・主事・技師級	19	4				23
	計	25	4		1		30
公安職	警視				3		3
	警部・警部補級				10		10
	巡查部長				1		1
	巡查						
	計				14		14
海事職		3		1			4
研究職	学芸員						
	研究員	3		1			4
医療職(一)	医師	5	1				6
医療職(二)		5	4				9
医療職(三)			22				22
任期付職員							
合 計		41	31	2	15		89

ウ 公開選考試験実施結果（ア及びイの一部）

試験種類	試験区分	採用予定期員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(D)			最終合格率D/(B)	最終倍率B/D	採用者数R/L現状	備考		
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計					
獣医師	8	男女計	男 女	8 4	8 4	8 12	8 12	8 12	8 12	8 12	8 12	8 12	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	8 12	100.0%	100.0%	100.0%	6 9	75.0%	75.0%	1.3	3 3		
船舶乗組員(航海)	2	男女計	男 女	3 3	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	3 3	100.0%	100.0%	100.0%	3 3	75.0%	75.0%	1.3	3 3		
船舶乗組員(機関)	1	男女計	男 女	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0 0	100.0%	100.0%	100.0%	0 0	66.7%	66.7%	1.5	2 2		
水産練習船乗組員(航海)	1	男女計	男 女	1 0	1 0	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1 1	100.0%	100.0%	100.0%	1 1	100.0%	100.0%	1.0	1 1		
鳥獣対策	1	男女計	男 女	5 4	4 4	4 9	4 8	4 8	4 8	4 8	4 8	4 8	80.0%	100.0%	88.9%	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	1 1	1 1	1 1	25.0%	25.0%	4.0	1 1
障がい者対象業務(一般事務)(身体障がい者)	2	男女計	男 女	5 2	2 1	1 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	80.0%	100.0%	85.7%	2 6	1 1	3 2	3 2	1 1	1 1	1 1	25.0%	50.0%	4.0	1 1	
障がい者対象業務(一般的な事務)(知的障がい者)	1	男女計	男 女	1 2	1 2	1 3	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	33.3%	3.0	2 2	
障がい者対象業務(一般事務)(精神障がい者)	2	男女計	男 女	22 11	9 11	1 1	7 7	5 9	7 9	5 9	4 8	6 10	22 100.0%	6 100.0%	8 28	100.0%	8 10	3 1	18 6	17 4	1 1	1 1	1 1	0.0%	0.0%	0.0%	1 1
障がい者対象業務(学校事務)(身体障がい者)	1	男女計	男 女	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1 1	100.0%	100.0%	100.0%	1 1	100.0%	100.0%	1.0	1 1		

試験種類	試験区分	採用予定員人	性別	受験申込者数(A)				受験者数(B)				第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数(D)				最終合格者数(D)				備考			
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	受験者数	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	率D/(B)	率D/(D)	最終合格率	採用者数R&I実施			
職業訓練指導員 (機械科)	職業訓練指導員 (機械科)	1	男女計	2		2		2	100.0%							1	1	1	1	1	50.0%	2.0	1	11/9実施			
U・Iターン型 経験者 (林業)	U・Iターン型 経験者 (総合土木)	2	男女計	1	1			0	0.0%							1	1	1	1	1	50.0%	2.0	1	11/23実施			
U・Iターン型 経験者 (建築)	U・Iターン型 経験者 (建築)	4	男女計	3	2	1	1	4	80.0%							2	2	2	2	2	50.0%	2.0	2	2			
U・Iターン型 経験者 (機械)	U・Iターン型 経験者 (機械)	1	男女計	0	0	0	0	0	0.0%							2	2	2	2	2	50.0%	2.0	2	2			
文化財研究員 (日本中世史)	文化財研究員 (日本中世史)	1	男女計	18	16	3	3	16	88.9%							1	1	1	1	1	6.3%	16.0	1	1/11実施			
船舶乗組員 (機関)	船舶乗組員 (機関)	1	男女計	21	19	19	19	19	90.5%							1	1	1	1	1	0.0%	5.3%	19.0	1	1/11実施		
職業訓練指導員 (第2回) (自動車整備科)	職業訓練指導員 (第2回) (自動車整備科)	1	男女計	1	1	1	1	1	100.0%							1	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1/19実施			
合 計	合 計	32	男女計	75	46	13	13	16	92.0%	23	100.0%	4	4	15	92	93.9%	4	2	2	13	0	4	2	19	27.5%	3.6	15
				98	59	2	16	15	92	93.9%	4	0	0	4	18	0	0	0	7	2	27	29.3%	3.4	23			

試験種類	試験区分	採用予定員人	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			受験率(B/A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(D)			最終合格率D/(B)	最終合格率D/(D)	採用者数R/D(現社員)	備考	
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他			
研究員 (食品分野)	研究員 (デザイン分野)	1	男女計	男	1	1		1	100.0%															0.0%	0.0%	12次:6/23 22次:8/2
中山間地域員 中研	中山間地域員 中研第2	1	男女計	男	3	3		3	100.0%	3														0.0%	0.0%	1次:書類選考 2次:9/7
合計	合計	4	男女計	男	11	10	0	0	10	90.9%	8	0	0	8	7	1	0	0	1	10.0%	10.0	1	1	1	12次:1/11	

試験種類	試験区分	採用予定員人	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(D)			最終合格率D/(B)	最終合格率D/(A)	採用者数R&L現社	備考		
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/(A)	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計		
看護師	(30)	男	5	2	3				5	100.0%					1				1	20.0%	5.0	1 R 1. 8. 11
		女	33	14	16				30	90.9%					13	11			24	80.0%	1.3	18 ~
薬剤師	(4)	男	6	6					6	100.0%					14	11			25	71.4%	1.4	19 R 1. 8. 12
		女	5	5					5	100.0%					4				4	36.4%	2.8	3
臨床工学技士	(1)	男女	11	11					11	100.0%					4				3	60.0%	1.7	3 R 1. 6. 1
		男女	6	3	3				6	100.0%					1				1	16.7%	6.0	3
選考	(1)	男女	6	3	3				6	100.0%					1				1	16.7%	6.0	1 R 1. 8. 31
		男女	1	1					1	100.0%					1				1	16.7%	6.0	1
社会福祉士	(1)	男女	1	1					1	100.0%					1				0	0.0%	0.0%	0 R 1. 8. 3
		男女	2	1					1	50.0%					1				1	100.0%	1.0	1 R 1. 8. 3
臨床検査技師	(1)	男女	3	2	1				3	100.0%					1				1	33.3%	3.0	1 R 1. 8. 3
		男女	3	2	1				3	100.0%					1				1	33.3%	3.0	1 R 1. 8. 3
診療情報管理士	(1)	男女	5	2	3				5	100.0%					1				1	20.0%	5.0	1 R 1. 8. 31
		男女	6	3	3				6	100.0%					1				1	16.7%	6.0	1
医療情報技師	(1)	男女	5	1	2	2			5	100.0%					1				1	20.0%	5.0	1 R 1. 8. 31
		男女	2	2	3				2	100.0%					1				0	0.0%	0.0%	0 R 1. 11. 2
理学療法士	(1)	男女	4	4	2				4	100.0%					1				1	33.3%	3.0	1 ~
		男女	3	1	2				3	100.0%					1				1	14.3%	7.0	1 R 1. 11. 3

試験種類	試験区分	採用予定員人	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(E)			最終合格率D/(B) %	最終倍率B/D	採用者数R&I.現社	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	(B)/A	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒			
選考試験(病院局)	作業療法士	(1)	男	3	3	2		2	66.7%							0	0.0%				
		女		3	3			3	100.0%						1	33.3%	3.0	R 1.11.2			
		計		6	6	5		5	83.3%						1	20.0%	5.0	1			
	言語聴覚士	(1)	男	4	4	3		4	100.0%						1	25.0%	4.0	1			
		女		1	1			1	100.0%						0	0.0%					
		計		5	5	2		5	100.0%						1	20.0%	5.0	1	R 1.11.2		
	合 計	(42)	男	35	14	17	2	35	94.3%						3	2	0	5	15.2%	6.6	4
		女		57	29	25	0	57	54	94.7%					19	13	0	32	59.3%	1.7	26
		計		92	43	42	2	92	87	94.6%					22	15	0	37	42.5%	2.4	30

IV 給与業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は令和元年10月17日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(1) 報告

ア 職員給与等に関する報告

(ア) 職員給与等の状況について

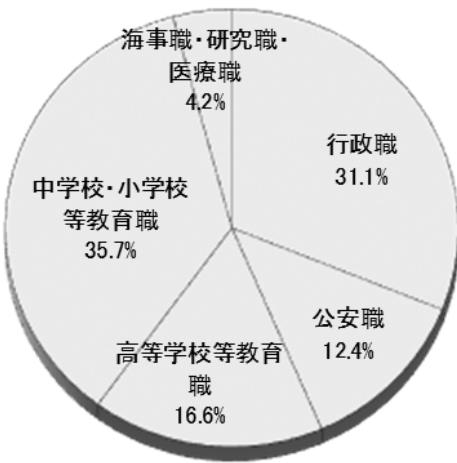
県職員の平成31年4月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

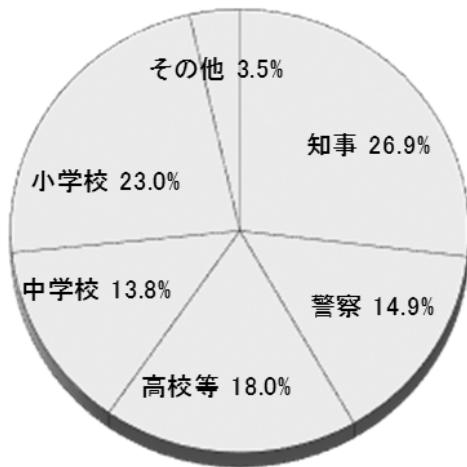
給料表 区分	職員数		平均年齢		平均経験年数	
	平成31年	平成30年	平成31年	平成30年	平成31年	平成30年
行政職	人 3,764 (31.1%)	人 3,782 (30.9%)	歳 43.1	歳 43.3	年 21.6	年 21.9
公安職	1,504 (12.4%)	1,499 (12.3%)	38.1	38.3	16.6	16.9
海事職	48 (0.4%)	48 (0.4%)	37.2	38.4	17.5	18.6
研究職	246 (2.0%)	250 (2.0%)	42.2	42.1	18.9	18.9
医療職(1)	49 (0.4%)	42 (0.3%)	41.5	41.3	17.0	17.5
医療職(2)	89 (0.7%)	89 (0.7%)	41.7	41.6	17.8	17.7
医療職(3)	75 (0.6%)	73 (0.6%)	39.1	40.0	17.0	18.0
高等学校等教育職	2,005 (16.6%)	2,019 (16.5%)	45.3	45.2	22.5	22.4
中学校・小学校等教育職	4,328 (35.7%)	4,419 (36.2%)	45.5	45.9	22.7	23.1
合計	12,108 (100.0%)	12,221 (100.0%)	43.6	43.8	21.4	21.7

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

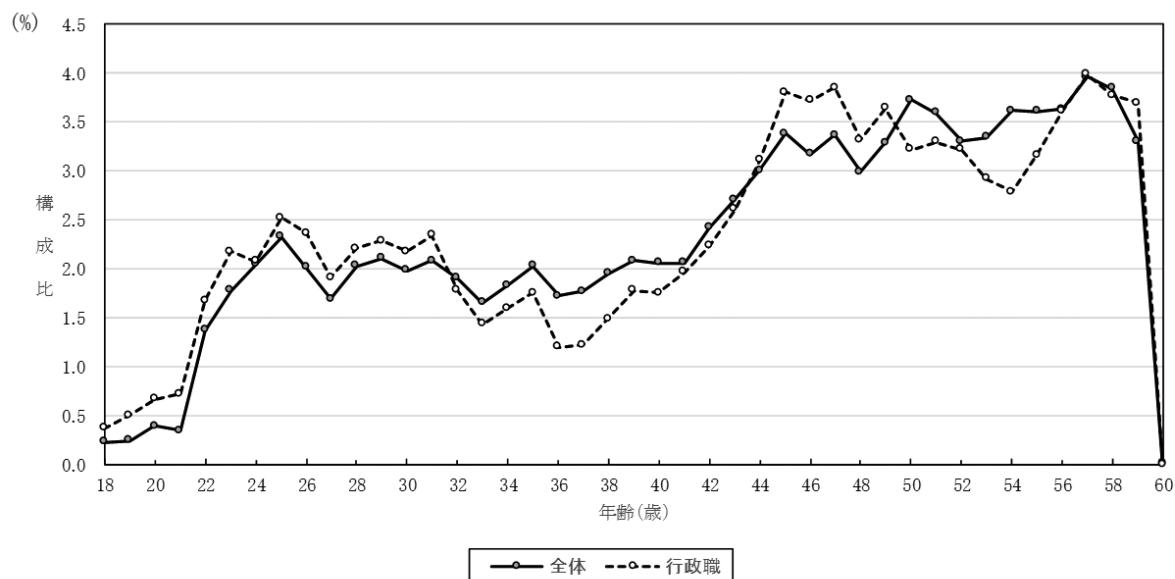
給料表別職員構成比



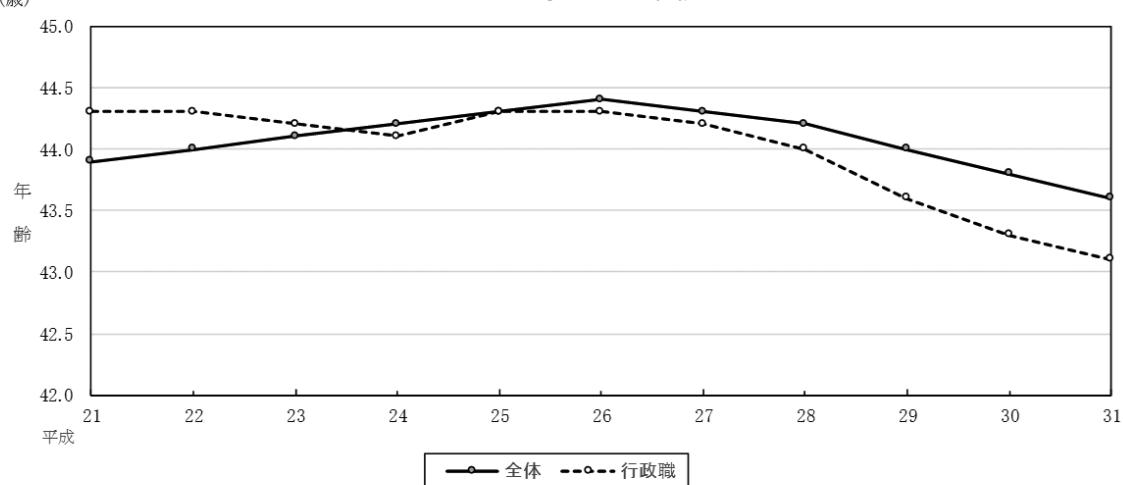
部局別職員構成比



年齢別人員構成比



平均年齢の推移



職員の平均給与月額の状況

区分 項目	全 職 員		行政職の職員	
	平成31年	平成30年	平成31年	平成30年
給 料	円 356,022	円 357,230	円 326,703	円 328,156
管 理 職 手 当	6,531	6,475	8,745	8,622
扶 養 手 当	10,333	10,588	9,897	10,429
地 域 手 当	580	510	737	699
住 居 手 当	4,575	4,356	3,925	3,552
特 地 勤 務 手 当	3,918	3,884	2,611	2,694
そ の 他	3,001	2,689	2,118	2,029
合 計	384,960	385,732	354,736	356,181

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びべき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

(イ) 民間給与等の状況について

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所252のうちから層化無作為抽出法により抽出した141事業所を対象に「2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査」を実施し、うち133事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、94.3%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種4,375人及び医師等職種939人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

① 本年の給与改定等の状況

a 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で48.8%（昨年47.0%）、高校卒で48.8%（同39.4%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で45.8%（同39.0%）、高校卒で46.6%（同38.4%）、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で54.2%（同61.0%）、高校卒で53.4%（同59.6%）となっている。

b 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は43.8%（昨年40.3%）、ベースアップを中止した事業所の割合は12.2%（同12.1%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施し

た事業所の割合は95.2%（同90.7%）、定期昇給を停止した事業所の割合は3.8%（同0.0%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が19.6%（同33.1%）、減額となっている事業所の割合が7.0%（同3.4%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	43.8 (40.3)	12.2 (12.1)	0.8 (0.0)	43.2 (47.6)
課 長 級	35.8 (30.6)	15.9 (13.8)	0.8 (0.0)	47.5 (55.6)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 () 内の数字は、平成30年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		昨 年 に 比べ増額	昨 年 に 比べ減額	昨 年 と 変化なし		
係 員	99.0 (90.7)	95.2 (90.7)	19.6 (33.1)	7.0 (3.4)	68.6 (54.2)	3.8 (0.0)
課 長 級	91.1 (79.1)	87.3 (79.1)	19.4 (27.9)	6.0 (3.4)	61.9 (47.8)	3.8 (0.0)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 () 内の数字は、平成30年の割合である。

(ウ) 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で0.9%、松江市で1.0%とそれぞれ上昇している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ114,450円、145,540円及び176,610円となっている。

(エ) 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成30年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、100.1であった。

本県のラスパイレス指数は98.1（平成29年97.8）と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(平成30年4月1日現在)

指 数 分 布 区 分	都 道 府 県 数
102以上	2
100以上 102未満	23
98以上 100未満	18
96以上 98未満	3
96未満	1
都 道 府 県 平 均 指 数	
島 根 県	
98.1	

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

(オ) 人事院勧告の概要（省略）

(カ) 職員給与と民間給与との比較

① 月 例 給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適當ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与359,660円に対して職員給与は359,261円であり、職員給与が399円（0.11%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差
		$A - B ((A - B) / B \times 100)$
359,660円	359,261円	399円 (0.11%)

(注) 民間、職員とともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は(ア)の表「職員の平均給与月額の状況」の額とは異なっている。

② 特 別 給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.13月分に相当していた。これは、昨年（4.08月分）より増加

しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.10月）を0.03月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給（A）	職員の期末・勤勉手当（B）	差（A-B）
4.13月分	4.10月分	0.03月分

(甲) 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

① 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員（係員）で、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べ3ポイント程度増加していることや、一般の従業員（係員）で、定期昇給を実施している事業所の割合が昨年と比べ4ポイント程度増加していることなど、改善の傾向が見られた。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記(カ)①のとおり、職員給与が民間給与を399円（0.11%）下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年8月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、引上げ改定を行うこととする。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

② 期末手当・勤勉手当について

前記(カ)②のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.10月）は、民間事業所の特別給の支給割合（4.13月分）を0.03月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.05月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、令

和2年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(ク) その他の課題

① 住居手当について

国においては、公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、この改定により生ずる原資を用いて、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、最高支給限度額を1,000円引き上げることとしている。

本県においては、職員宿舎使用料が現行の手当の支給対象となる家賃額の下限とほぼ均衡していること、民間における住宅手当の支給状況及び職員の家賃負担額の推移などを踏まえ、本年においては改定を見送ることとするが、引き続きこれらの状況や他の都道府県の動向を注視していく。

② 教育職員の給与について

教育職員の給与については、国において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本年度の文部科学省予算において部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しが行われたところである。

本県においても、本年2月に策定された「部活動の在り方に関する方針」を踏まえて、適切な手当の見直しについて検討する必要がある。

③ 会計年度任用職員の報酬について

一般業務に従事する者並びに資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者の報酬については、職員の行政職大卒程度試験合格者の初任給月額の改定を踏まえ、上限額の改定を検討する必要がある。

イ 人事管理に関する報告

(ア) 人事管理上の課題について

① 人材の確保

コミュニケーション能力や企画立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまで、自己PR型面接や集団討論の導入、U・Iターン型経験者試験の実施及び試験区分の細分化など、より人物面を重視するとともに、多様な人材が受験しやすい試験制度としてきたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学等での説明会の開催、U・Iターンフェア等の合同説明会への参加などの広報活動を強化し、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲等を背景に、近年、受験

者数が大幅に減少してきている。

このような状況を踏まえ、今後、これまでの公務員受験層以外のより幅広く多様な層が受験しやすい試験区分を新設するなど、試験制度の見直しを図るとともに、任命権者と連携し、県職員の仕事の魅力ややりがい等についてより効果的な情報発信を積極的に行うなど、受験者の確保に取り組んでいく。

② 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高めるための人材育成がますます重要となっている。

各任命権者においては、それぞれの人材育成基本方針などに基づき、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に取り組んでいる。

また、新規採用職員へのメンター制（注）の導入や採用2年目職員を対象とした研修の拡充など、若手職員の育成の強化が図られているところである。

今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

（注）新規採用職員など後輩職員（メンティ）に対して、良き相談相手となる先輩職員（メンター）が、業務に関することのほか、精神的なサポートも行う制度

③ 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためにには、職員の能力と実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、給与処遇に的確に反映していくことが必要である。

そのため、平成28年4月に施行された平成26年改正地方公務員法により、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられたところである。

改正法の施行後3年半が経過し、職種による差はあるものの他の都道府県の全て又は大多数では、評価結果が勤勉手当・昇給に活用されており、本県においても既に人事評価が実施されていることから、早急に評価結果を勤勉手当・昇給に活用する必要がある。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、この改正法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきたが、一部の任命権者を除き、令和2年1月までには、勤勉手当に加えて昇給にも活用が図られることとなった。

本委員会としては、今後、活用が進んでいない任命権者に対し、さらに評価結果の勤勉手当・昇給の活用に向けた具体的な取組等を確認し、助言等を行うとともに、取

組の状況に応じた必要な対応について検討を行う。

④ 女性職員の能力発揮のための環境づくり

本年5月、女性が男性とともに個性や能力を十分に発揮し、地域や職場など社会のあらゆる分野で活躍できるよう、また、子育て支援や就労支援などの施策を部局横断的に推し進めるため、新たに知事を本部長とする「女性活躍推進本部」及び「女性活躍推進統括監」が設置され、この中で、女性職員がより働きやすく、能力を発揮できるよう、職場環境やキャリア形成、働き方などについて課題整理と施策の検討が行われている。

また、この検討状況と連動しながら、平成28年3月に策定された「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」についても1年早く見直すこととし、令和2年3月に改定が予定されている。

現在の全庁的な検討及び計画の見直しにおいて、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、キャリア形成や働きやすい環境整備を進める取組を講じるとともに、政策・方針決定過程への参画拡大を図る必要がある。

⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

a 長時間勤務のは是正

(a) 働き方改革の一層の推進

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務のは是正は非常に重要な課題であり、時間外勤務の縮減に取り組んでいく必要がある。

国家公務員については、平成30年6月の民間労働法制の改正（注1）を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則で定められたところである。

本県においては、国の対応状況等を踏まえ、人事委員会規則により、本年4月から、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、1箇月について45時間かつ1年について360時間（臨時的・特別な事情がある場合は、1箇月について100時間未満かつ1年について720時間以内等）と設定した。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができるが、上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかつたのか事後的に検証を行うものとした。

また、本県では、平成28年度から「いきいきと働きやすい職場づくり」として、働き方改革の取組が進められており、現在、勤務間インターバルの確保、36協定又はこれに準じた確認書の締結、勤務時間の適正把握、テレビ会議システムの導入、サテライトオフィスの設置、A I ・ R P A（注2）の活用推進などの総合的

な取組が全序的に行われている。

平成30年度は、対前年度比で80時間超の時間外勤務を行う職員数が約4割減少したところである。(注3)

本委員会としては、上限規定制度の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、任命権者の取組による進捗状況を注視していく。

長時間勤務のは正のためには、組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことが不可欠であり、幹部職員が先頭に立って、業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務プロセスの改善などの業務改革に取り組むことが必要である。

(注1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)による労働基準法等の改正

(注2) A I(人工知能)：データベースに蓄積された情報をもとに、機械が人間の知的活動を再現する技術。非定型業務(企画、分析、提案等)など判断が必要な業務の処理が可能

R P A(ロボティックプロセスオートメーション)：ソフトウェア型のロボットが、パソコンを操作してアプリケーションを扱う各種業務を行し、デスクワークを効率化・自動化する技術。定型的、反復的、大量の処理件数がある単純作業の処理が可能

(注3) 月80時間超の時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H28:396人 H29:326人 H30:202人

(b) 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、文部科学省から、本年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、スポーツ庁から、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されているところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務(注1)を行っており、県立学校の教育職員のうち月100時間を超える時間外勤務をした者の割合は、減少傾向(注2)にあるものの、平成30年度で9.6%に達している状況にある。

本委員会が平成28年・29年に実施した学校現場における意見交換会においても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認されている。

任命権者では、国のガイドライン等を踏まえ、本年3月に「教職員の働き方改革プラン」を、本年2月に「部活動の在り方に関する方針」を策定し、本年度以

降3年間を重点期間とする長時間勤務の是正等に向けた総合的な取組を開始したところである。

「教職員の働き方改革プラン」では、数値目標を、月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安を原則月45時間（原則年360時間以内）とし、具体的な取組を掲げ、段階的に3年以内に達成することとしている。

「部活動の在り方に関する方針」では、適切な休養日・活動時間の設定の基準として、学期中の1日の活動時間を、中学校では、長くとも平日2時間・休業日3時間程度とし、高等学校では、長くとも平日3時間・休業日4時間程度することなどを示し、各学校等において必要な見直し等を行うこととした。

また、これまで、教育職員の負担軽減を図るため、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ（小中学校）や業務アシスタント（高等学校）の配置が拡充され、中山間地域・離島の県立高校に主幹教諭等を加配するなどの取組が行われている。

「教職員の働き方改革プラン」や「部活動の在り方に関する方針」で示した具体的な取組を遅滞なく推進するとともに、数値目標の達成に向け、取組の効果を検証し、必要な見直しと改善を行い、実効性のある対策を進めていく必要がある。

(注1) 教育職員の申告により把握する「各学校で割り振られた勤務時間以外に勤務している時間」をいう。

(注2) 年度月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、4月から3月までの間に月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の延人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。

H28：12.1% H29：10.7% H30：9.6%

b 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

育児・介護のための休暇や育児休業制度においては、これまで整備・充実が図られており、平成29年1月には、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大などの改正が行われ、平成29年度から全ての任命権者において、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度が導入されたところである。

任命権者は「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」に基づき、男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率（注1）及び男性職員の育児休業取得率を、令和2年度までに、それぞれ100%及び13%に向上させることを目標として取組を行っている。

数値目標の実績値（注2～3）は着実に上昇しているが、仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職

場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに、引き続き努めていく必要がある。

(注1) 男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率は、妻の出産休暇

(3日以内) 又は男性の育児参加休暇(5日以内)を1日以上取得した者の割合である。

(注2) 男性職員の育児休業取得率(知事部局等・教育委員会・病院局)

H28: 1.5% H29: 6.6% H30: 7.9% 目標値 R2: 13%

(注3) 男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率

	H28	H29	H30	R2目標
知事部局等	100%	98.3%	100%	100%
教育委員会	56.6%	75.0%	83.6%	100%
警察	90%	94.1%	100%	100%

c その他

本県では、これまででも、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得を推進してきたが、本年1月から、年次有給休暇の確実な取得を図るため、年13日の取得を目標としつつ、最低限、年5日の取得を確実に行うよう、計画的に取得を推進する取組が強化された。

また、より柔軟な働き方が可能となるよう、本年8月から時差出勤勤務制度が導入されたところである。

引き続き、国や他の都道府県の動向を注視しながら、その他の弹力的な勤務体系等の導入についても、研究を行う必要がある。

⑥ メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の増加やその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。とりわけ、長期の休暇・休職者の中で精神疾患を理由とする職員の割合が高い状況にあることから、メンタルヘルス対策は重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまででもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきており、平成28年度には、すべての任命権者において、労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェック制度の運用が開始されたところである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度を職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

⑦ ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでにもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組が行われてきたところである。

しかしながら、平成30年度に知事部局において実施された職員へのアンケート調査では、パワーハラスメントを受けたと感じた職員や、見たり聞いたりした職員の割合が、いずれも平成29年度より増加している。

国では、民間におけるパワーハラスメント防止対策等を含む「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）」が成立したことを受け、国家公務員における更なるパワーハラスメント防止対策を検討し、新たな防止策を講じることとされた。

本県においても、職員アンケート調査結果と国の検討状況等を十分に踏まえ、新たな防止策や対策の充実・強化に向けた検討を行い、ハラスメントのない職場づくりの取組をより一層進める必要がある。

⑧ 会計年度任用職員制度への移行

一般職の会計年度任用職員制度を創設し、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の必要な移行等を図るため、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月に施行される。

本県では、本年3月に関係条例を、本年6月には関係規則の制定・改正を行い、会計年度任用職員制度の整備を進めてきた。

任命権者では、この規定整備等を受けて、本年7月から関係者への説明会を行うなど、現在、移行に向けた準備が着実に行われている。

本委員会では、引き続き、会計年度任用職員制度へ適切かつ円滑に移行できるよう、制度の運用状況等を注視し、必要に応じて助言を行う。

⑨ 障がい者雇用に関する取組

本県では、雇用分野での差別禁止等を義務付けた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）」が平成28年4月に施行されたことなどを踏まえ、障がい者雇用の一層の促進を図るため、職員採用において、これまで身体障がい者のみであった採用区分を、知的障がい者及び精神障がい者に拡大することとした。

本委員会では、昭和63年度から身体障がい者を対象とした選考試験を実施しているが、採用区分の拡大を受け、平成30年度に知的障がい者と精神障がい者を対象とした選考試験を実施した。試験の実施にあたっては、障がいの種類に応じた配慮を行い、円滑に実施することができたところである。

また、任命権者では、平成30年度から全職員を対象とした障がいを理解するための

研修を行い、本年度からは、専任支援員を配置し、相談対応等の支援体制を整備している。

障がい者の採用にあたっては、各任命権者が、あらかじめ障がいの内容や程度に応じて能力を発揮できる業務等を用意するとともに、合理的配慮の提供に向けて、職務環境を整える取組を進めることが必要である。

⑩ 定年の引き上げに関する取組

国家公務員については、人事院が、昨年8月、国会及び内閣に対し「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行っており、本年の人事院勧告においても、定年の引き上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請が行われたところである。

本県では、平成26年度から新たな再任用制度を開始しており、本年4月1日現在の再任用職員数は404人（行政職125人）で平成25年4月1日現在と比較して359人（行政職119人）増加している。

本県においても、高齢層職員の能力や経験を本格的に活用する必要性については、国と同様の状況にあることから、今後の政府・国会等の動きを十分に注視しつつ、職員の定年の引き上げについて遅滞なく適切に対応できるよう検討を進める必要がある。

ウ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な待遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を發揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(2) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

ア 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

（ア）給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(イ) 勤勉手当について

① 令和元年12月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を0.9月分（特定管理職にあっては、1.1月分）とすること。

再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.5月分（特定管理職にあっては、0.6月分）とすること。

② 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分ずつ（特定管理職にあっては、それぞれ1.075月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分（特定管理職にあっては、0.575月分）とすること。

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

エ 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、アの(イ)の①については令和元年12月1日から、アの(イ)の②については令和2年4月1日から実施すること。

（別記第1から第3まで省略）

2 給与の支払監理の実施状況

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員に対する給与の支払監理を行った。

本年度は、特殊勤務手当のうち狂犬病予防作業等従事手当並びに交通捜査取締手当及び夜間特殊業務手当の支給について確認を行ったが、指摘すべき事項はなかった。

3 給与関係規則等の制定及び改正の状況

令和元年度中における状況は次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
R元. 5.10	第1号	公布日	・管理職手当を支給する新たな職名の追加に伴う改正
R元. 12.9	第10号	公布日 (R元. 12. 1)	・令和元年給与改定に伴う改正
R元. 12.24	第12号	公布日	・規定の整理
R 2. 3.31	第3号	R 2. 4. 1	・週休日の勤務時間の割振り変更における取得単位の追加に伴う改正 ・行政組織の改正等に伴う改正

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
H31. 4.26	第13号	R元. 5. 1	・新元号の制定に伴う改正

○ 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
R 2. 3.31	第4号	R 2. 4. 1	・行政組織の改正に伴う改正

○ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
H31. 4.26	第10号	① 公布日 ② R元. 5. 1	①専門職大学の創設に伴う改正 ②新元号の制定に伴う改正
R元. 12.24	第13号	公布日 (H31. 4. 1)	・令和元年給与改定に伴う改正
R 2. 3.31	第5号	R 2. 4. 1	・昇給における任命権者間異動時の取扱いについての規定の追加に伴う改正 ・研究職採用者に関する規定等の整理に伴う改正

○ 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
H31. 4. 26	第13号	R 元. 5. 1	・新元号の制定に伴う改正

○ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則（新設）

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
R 元. 6. 11	第7号	R 2. 4. 1	・会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定に基づく制定
R 2. 3. 31	第15号	R 2. 4. 1	・外国青年招致事業により招致された職員の特例に関する文言追加等に伴う改正

○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
H31. 4. 26	第11号	公布日	・専門職大学の創設に伴う改正
R 元. 12. 9	第11号	公布日 (R 元. 12. 1)	・令和元年給与改定に伴う改正
R 元. 12. 24	第14号	公布日 (H31. 4. 1)	・令和元年給与改定等に伴う改正
R 2. 3. 31	第6号	R 2. 4. 1	・管理職手当支給対象校の指定基準の変更等に伴う改正 ・昇給における任命権者間異動時の取扱いを定めること等に伴う改正

○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
H31. 4. 26	第13号	R 元. 5. 1	・新元号の制定に伴う改正

○ 県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
H31. 4. 26	第13号	R 元. 5. 1	・新元号の制定に伴う改正

○ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
R元. 10. 29	第9号	公布日	・防疫作業等従事手当の対象となる疾病名の追加
R 2. 2. 28	第2号	公布日	・防疫作業等従事手当の対象となる疾病名の変更
R 2. 3. 31	第10号	R 2. 4. 1	・行政組織の改正に伴う改正

○ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
R元. 6. 14	第8号	公布日	・天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴う警衛警護等手当の改正

○ 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則及び県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
R 2. 3. 31	第13号	R 2. 4. 1	・平成27年の給与制度の総合的見直しに伴う経過措置が終了することによる規則の廃止

V 公平審査等業務

1 公平審査事案の処理

(1) 不利益処分についての審査請求の審査

ア 県 関 係

令和元年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

平成30年9月27日付けで、教育委員会事務局職員から懲戒戒告処分の取消しを求めてなされた審査請求について、令和元年12月12日付けで処分を取り消した。

(2) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 県 関 係

令和元年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

令和元年度中に取り扱った事案はなかった。

(3) 苦情処理に関する事項

ア 県 関 係

令和元年度中に取り扱った苦情相談は1件であった。

イ 受託団体関係

令和元年度中に取り扱った苦情相談は1件であった。

	区 分	県 関 係	受託団体関係	合 計
件 数	前 年 度 か ら の 繰 越 し			
	新 規	1	1	2
	計	1	1	2
相 談 区 分	任 用	1		1
	ハ ラ ス メ ン ト	1	1	2
	そ の 他		1	1
	計	2	2	4
処 理 状 況	制 度 説 明 及 び 助 言		1	1
	あ つ せ ん	1		1
	計	1	1	2
	次 年 度 に 繰 越			

※相談区分には1事案につき複数計上しているものがあるので、件数及び処理状況の数値と一致しない場合がある。

※これらのはか、企業職員等（人事委員会が行う苦情相談を利用できない職員）から3件の相談があった。

(4) 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づく公務災害補償に関する審査

令和元年度中に取り扱った事案はなかった。

2 職員団体等関係事務

(1) 職員団体の登録

ア 県 関 係

令和元年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	令和元年度変更内容(変更登録年月日)
1	島根県高等学校教職員組合	S 41. 9. 20	有	松江市母衣町55-2 島根県教育会館内	規約改正 役員改選 (H31. 4. 11)
2	島根県職員労働組合	S 41. 9. 20	有	松江市殿町 1 島根県庁内	役員改選 (H31. 4. 11) (R 2. 2. 26)
3	島根県教職員組合	S 41. 9. 20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	役員改選 (R 2. 3. 13)
7	島根県教職員協議会	S 55. 3. 26	無	出雲市大津町2214 出雲市立第一中学校内	役員改選 (H31. 4. 26)
8	島根教職員組合	H 2. 1. 26	有	松江市母衣町55-2 教育会館 1 F	
9	島根県学校事務職員労働組合	H 2. 5. 21	無	松江市浜乃木二丁目 8 番20号	

イ 受託団体関係

令和元年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	令和元年度変更内容(変更登録年月日)
16	西ノ島町職員組合	S 51. 5. 20	無	隱岐郡西ノ島町浦郷534 西ノ島町役場内	役員改選 (R元. 10. 28)
18	知夫村職員組合	S 52. 10. 31	無	隱岐郡知夫村1065 知夫村役場内	役員改選 (H31. 4. 17)
31	邑智郡総合事務組合職員労働組合	H 7. 12. 20	無	邑智郡川本町大字川下3083-6 邑智郡総合事務組合内	役員改選 (R元. 12. 13) (R 2. 2. 21)
33	海士町職員組合	H 8. 7. 31	無	隱岐郡海士町大字海士1490 海士町役場内	役員改選 (R元. 11. 15)
40	隱岐広域連合職員組合	H11. 11. 18	無	隱岐郡隱岐の島町城北町355 隱岐広域連合立隱岐病院内	役員改選 (R元. 9. 9)

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	令和元年度 変更内容 (変更登録年月日)
45	隱岐の島町職員組合	H17. 1. 7	無	隱岐郡隱岐の島町城北町1番地 隱岐の島町役場内	役員改選 (R元. 10. 31)
46	邑南町職員組合	H17. 2. 22	無	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場内	役員改選 (R 2. 2. 12)
48	自治労飯南町職員組合	H17. 4. 11	無	飯石郡飯南町下赤名890 飯南町役場赤名庁舎内	役員改選 (R 2. 1. 31)
49	川本町職員組合	H17. 9. 30	無	邑智郡川本町大字川本271-3 川本町役場内	役員改選 (R元. 12. 2) (R 2. 1. 23)
51	自治労奥出雲町職員組合	H17. 12. 5	無	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎内	役員改選 (R元. 12. 9)
52	美郷町職員組合	H19. 3. 30	無	邑智郡美郷町粕淵168 美郷町役場内	役員改選 (R元. 7. 3)
53	津和野町職員組合	H24. 7. 11	無	鹿足郡津和野町日原54-25 津和野町役場内	役員改選 (R元. 12. 20) (R 2. 1. 16)
54	吉賀町職員労働組合	H25. 9. 11	無	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場内	
55	雲南省・飯南町事務組合 職員組合	H27. 10. 2	無	雲南省加茂町三代1331-1 雲南省・飯南町事務組合雲南 エネルギーセンター内	規約改正 役員改選 (R元. 12. 3)

(2) 職員団体等の規約の認証

令和元年度において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づく規約の認証の申請はなかった。

なお、令和元年度末における認証状況は次のとおりである。

団体名	認証年月日	事務所所在地
全日本自治団体労働組合島根県本部	S 54. 11. 29	松江市中原町14

(3) 管理職員等の範囲の指定

ア 県 関 係

令和元年度中における管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
R元. 5.10	第2号	公布日	・女性活躍推進統括監の設置に伴う改正
R 2. 3. 31	第8号	R 2. 4. 1	・組織改正等に伴う改正

イ 受託団体関係

令和元年度中における島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正した公共団体名	改正の概要
H31. 4. 26	第12号	公布日	邑南町	・組織改正等に伴う改正
R 2. 2. 4	第1号	公布日	邑智郡総合事務組合	・管理職員等の範囲を指定

3 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第1による号別区分

労働基準法、労働安全衛生法等を適用する場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1の第11号、第12号及びいずれの号にも区分されない事業に従事する職員については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行使することとされている。

県の行う事業が労働基準法別表第1各号に掲げる事業のうちいずれかに該当するかについては、人事委員会が労働局（船舶については運輸局）と協議して決定している。

令和元年度末における号別区分は次のとおりである。

○ 事業所

号別区分	事 業 所 名	監督機関
第1号	宍道湖流域下水道管理事務所	労働基準監督署
第3号	県土整備事務所(6) 県土整備事務所土木事業所(3) 県土整備事務所事業所(1) 浜田河川総合開発事務所 隠岐支庁県土整備局 浜田港湾振興センター	労働基準監督署
第4号	出雲空港管理事務所	労働基準監督署
第6号	林業課（緑化センター管理スタッフ）	労働基準監督署
第7号	畜産技術センター育種改良部	労働基準監督署
第11号	水産技術センター付属漁業無線指導所	人事委員会
第12号	原子力安全対策課原子力環境センター 自治研修所 消防学校 美術館 芸術文化センター 保健環境科学研究所 農業技術センター 中山間地域研究センター 農林大学校 畜産課家畜病性鑑定室 病害虫防除所 畜産技術センター 水産技術センター 同内水面浅海部浅海科 同内水面科 産業技術センター 同浜田技術センター 東部高等技術校 西部高等技術校 埋蔵文化財調査センター 教育センター 同浜田教育センター 東部社会教育研修センター 西部社会教育研修センター 図書館 西部読書普及センター 青少年の家 少年自然の家 古代出雲歴史博物館 高等学校(35) 特別支援学校(12) 警察学校	人事委員会
第13号	松江市・島根県共同設置松江保健所 保健所(6) 隠岐保健所（島前地域危機管理担当・島前保健環境課） 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 心と体の相談センター わかたけ学園 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎(8)	労働基準監督署
区 分 されない 事 業 所	知事部局本庁 東京事務所 隠岐支庁（県土整備局、保健所を除く） 県民センター(2) 県民センター事務所(4) 公文書センター 女性相談センター 同西部分室 児童相談所(4) 農林振興センター(2) 農林振興センター事務所(4) 家畜保健衛生所(4) 水産事務所(2) 大阪事務所 広島事務所 教育庁本庁 教育事務所(5) 警察本部 警察署(12) 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 島根海区漁業調整委員会事務局 隠岐海区漁業調整委員会事務局	人事委員会

○ 船 舶

号別区分	船名（総トン数、船員の労務管理をする事務所）	監督機関
第12号	島根丸（142.0トン、水産技術センター） やそしま（9.10トン、" 内水面浅海部浅海科） 神海丸（699.0トン、教育庁本庁（学校企画課）） あわしま（19.00トン、浜田水産高校） みこしま（19.00トン、隠岐水産高校）	人 事 委 員 会
区 分 されない 事 業 所	せいふう（125.0トン、知事部局本庁（水産課）） うらかぜ（20.0トン、浦郷警察署）	人 事 委 員 会

【参考】労働基準法別表第1による事業

- 第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 第5号 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 第6号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 第7号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 第8号 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 第9号 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 第10号 映画の制作又は映写、演劇その他興行の事業
- 第11号 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 第12号 教育、研究又は調査の事業
- 第13号 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 第14号 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 第15号 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定に基づき検査を行っている。

令和元年度末におけるボイラー等の設置状況は次のとおりである。

○ ボイラーの設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	電熱面積
自治研修所	鋳鉄製前後組合せ型（温水）	第59号	30m	8.66m ²
計 1事業所	1基			

○ 第一種圧力容器の設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	内容積
隱岐水産高校	蒸煮器(円筒型)	第106号	3.0kg/cm ²	2.07m ³
邇摩高校	蒸煮器(円筒型)	第76号	2.0kg/cm ²	0.56m ³
農林大学校	蒸煮器(横置円筒型)	第86号	2.0kg/cm ²	0.64m ³
出雲農林高校	蒸煮器(円筒型)	第72号	2.0kg/cm ²	0.58m ³
出雲農林高校	蒸煮器(円筒型)	第105号	3.0kg/cm ²	0.64m ³
松江農林高校	蒸煮器(角横型)	第102号	1.2kg/cm ²	1.65m ³
松江農林高校	蒸煮器(円筒型)	第103号	3.0kg/cm ²	0.63m ³
松江農林高校	蒸煮器(円筒型)	第104号	3.0kg/cm ²	0.135m ³
浜田水産高校	殺菌器	第114号	0.50MPa	0.61m ³
浜田水産高校	殺菌器	第115号	0.29MPa	0.28m ³
益田翔陽高校	滅菌器(角型)	第98号	1.3kg/cm ²	1.548m ³
矢上高校	蒸煮器(円筒型)	第101号	2.0kg/cm ²	0.24m ³
産業技術センター	回転式蒸煮缶	第107号	0.098MPa	0.313m ³
産業技術センター	高圧調理殺菌装置	第108号	0.59MPa	0.246m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第111号	2.45MPa	0.171m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第112号	2.94MPa	0.015m ³
産業技術センター 浜田技術センター	オートクレーブ	第113号	1.96MPa	0.104m ³
計 11事業所	17基			

(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況

労働基準法及び労働安全衛生法に規定された職員の勤務条件等に係る基準の遵守状況、職員の勤務の実態等を調査することにより、その実態を把握し、労働関係法令の適正な履行を図るとともに、この調査の過程を通して、制度の趣旨や規制の内容、事業場の長としての責務などの周知を図り、事業場の主体的な取組を促進し、もって職員の勤務条件の改善及び職場の安全衛生の確保の推進を図ることを目的として平成26年度から、各事業場の実態調査を実施している。

令和元年度においては、人事委員会が労働基準監督権限の職権行使をする事業場のうち危険な業務又は有害な業務のある事業場の一部について実地調査を実施した。

○調査時期 令和元年11月から12月にかけて実施

○対象事業場 知事部局の地方機関2事業場、県立高校2事業場、警察本部4事業場、警察署4事業場

○調査事項 クレーンやボイラーの取扱等の危険な業務、有機溶剤や特定化学物質の取扱等の有害な業務について、法令に従い必要な措置を講じているか調査を実施。

4 勤務条件等実態調査

この調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、職員の勤務条件の実態を把握し、職員の適正な勤務条件に関する制度を検討する基礎資料とするために実施した。

- 調査方法及び調査時期 書面調査及び総務事務システムデータ抽出集計により令和元年5月から8月に実施
- 対象事業所 本県の全事業所(251)及び市町村立学校等(299)
合計550事業所
- 調査事項 時間外・休日勤務等の状況、休暇の取得状況など勤務条件に関する事項

5 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況

令和元年度中における状況は、次のとおりである。

- 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	概要
R元. 6.11	第6号	R 2. 4. 1	・会計年度任用職員制度の新設に伴う規則の制定

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
R 2. 3. 31	第9号	R 2. 4. 1	・地方公務員法の一部改正に伴う改正

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
R 2. 3. 31	第11号	R 2. 4. 1	・地方公務員法の一部改正に伴う改正

- 職員の勤務時間に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
H31. 4. 26	第13号	R元. 5. 1	・新元号の制定に伴う改正
R 2. 3. 31	第14号	R 2. 4. 1	・勤務時間の割振り変更に係る時間単位の追加

- 職員の育児休業等に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
R元. 6.11	第5号	R 2. 4. 1	・会計年度任用職員制度の新設に伴う改正

(参考)

1 歴代人事委員会委員と在任期間

(令和2年4月1日現在)

氏名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
中田 敏哉	S26.6.5～S27.3.31 (1期)	S26.6.5～S27.3.31 (1)
新宮 保重	S26.6.5～S28.6.4 S28.7.1～S30.4.19 (2期)	S27.4.1～S28.6.4 (2)
松田 賢吉	S26.6.5～S29.6.4 S29.6.5～S31.9.30 (2期)	S28.7.6～S29.7.7 (3) S30.7.7～S31.7.6 (5)
手銭 白三郎	S27.4.1～S30.6.4 S30.7.6～S34.7.5 (2期)	S29.7.8～S30.6.4 (4) S32.7.5～S33.7.14 (7)
太田 直行	S30.5.19～S32.6.30 S32.7.1～S36.6.30 (2期)	S31.7.7～S32.6.30 (6) S34.7.15～S35.7.20 (9)
柳幸大資	S31.10.1～S33.6.4 S33.6.25～S37.6.24 (2期)	S33.7.15～S34.7.14 (8) S36.10.1～S37.6.24 (11)
片山 義雄	S34.7.8～S36.9.30 (1期)	S35.7.21～S36.9.30 (10)
安食 義憲	S36.7.1～S39.2.1 (1期)	S37.7.19～S38.7.25 (12)
岩田 維保	S36.10.1～S38.2.3 (1期)	
遠藤 剛一	S37.7.14～S41.7.13 (1期)	S38.7.26～S41.7.13 (13)
大井 修一	S38.2.23～S38.7.7 S38.7.8～S41.4.7 (2期)	
大島 六次郎	S39.3.1～S40.6.30 S40.7.1～S44.6.30 (3期) S44.7.1～S46.9.29	S41.9.1～S44.6.30 (14) S44.7.4～S46.9.29 (15)
高橋 定一	S41.7.1～S42.7.7 S42.7.8～S46.7.7 (3期) S46.7.10～S50.7.9	S46.10.13～S50.7.9 (16)
武井 正臣	S41.9.1～S45.8.31 (1期)	
堀江 瑙一	S45.10.8～S49.10.7 (1期)	
山田 政治	S46.10.1～S48.6.30 S48.7.3～S52.7.2 (2期)	
三代 良信	S49.10.9～S53.10.8 (1期)	S50.7.14～S53.10.8 (17)
兼折 博	S50.7.10～S54.7.9 (1期)	S53.10.11～S54.7.9 (18)
森脇 孝	S52.7.3～S56.7.2 S58.7.26～S62.7.25 (3期) S62.7.26～S63.5.15 (死亡)	S54.8.1～S56.7.2 (19) S61.10.13～S62.7.25 (24)

氏名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
高橋正夫	S53.10.9～S57.10.8 (1期)	S56.7.3～S57.10.8 (20)
北川 泉	S54.7.26～S58.7.25 (1期)	S57.10.9～S58.7.25 (21)
田江武彦	S56.7.3～S60.7.2 (2期) S60.7.5～H1.7.4	S58.8.2～S60.7.2 (22) S62.7.28～S63.12.22 (25)
脇坂才夫	S57.10.9～S61.10.8 (1期)	S60.7.5～S61.10.8 (23)
星野春雄	S61.10.9～H2.10.8 (1期)	S63.12.23～H2.10.8 (26)
中村寿夫	S63.7.15～H3.7.25 H3.7.26～H7.7.25 H7.7.26～H11.7.25 H11.7.26～H15.7.25 H15.7.26～H19.7.25 H19.7.26～H23.7.25 H23.7.26～H27.7.25 H27.7.26～R元.7.25	(8期) H2.10.8～H3.7.25 (27) H3.7.29～H4.2.20 (28) H6.10.31～H7.10.3 (30) H10.8.4～H13.3.31 (32) H14.10.25～R元.7.25 (34)
丸磐根	H1.7.5～H5.7.4 (1期)	
長谷川博憲	H2.10.9～H6.10.8 (1期)	H4.2.21～H6.10.8 (29)
竹内宇右衛門	H5.7.8～H7.5.15 (1期) (死亡)	
大澤亮三	H6.10.11～H10.10.10 (1期)	H7.10.4～H10.8.3 (31)
山本隆志	H7.7.5～H9.7.7 (2期) H9.7.8～H13.7.7	
吉岡瑩	H10.10.11～H14.10.10 (1期)	H13.4.1～H14.10.10 (33)
池淵功二	H13.7.8～H17.7.7 (1期)	
後藤美利	H14.10.11～H18.10.10 (1期)	
林興平	H17.7.8～H21.7.7 (1期)	
清原茂治	H18.10.11～H22.10.10 (1期)	
猪野郁子	H21.7.8～H25.7.7 (2期) H25.7.8～H29.7.7	
永田伸二	H22.10.11～H26.10.10 (1期)	
本間恵美子	H26.10.11～H30.10.10 (2期) H30.10.11～現在	R元.7.26～現在 (35)
長谷川眞二	H29.7.8～現在	
丑久保和彦	R元.7.26～現在	

2 委員会の構成

(令和2年4月1日現在)

職	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	本 間 恵美子	平成30年10月11日 令和4年10月10日	(元)公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長
委 員 (委員長職務代理者)	長谷川 真 二	平成29年7月8日 令和3年7月7日	(元)島根県地域振興部長
委 員	丑久保 和 彦	令和元年7月26日 令和5年7月25日	弁護士

3 事務局職員名簿

(令和2年4月1日現在)

職 名	氏 名	現所属発令年月日
事 務 局 長	平 谷 伸 吾	平成30年4月1日
企 画 課 長	稻 場 康 志	令和2年4月1日
任用グループリーダー	栗 山 政 和	令和2年4月1日
企 画 員	大 島 千 晶	平成30年4月1日
主 任	三 宅 理 恵	令和2年4月1日
主 任	石 原 沙 也 子	平成31年4月1日
主 事	板 倉 卓	令和2年4月1日
給 与 グループリーダー	川 島 輝 紀	令和2年4月1日
企 画 員	鳥 谷 陽 子	令和2年4月1日
主 任	田 邊 美 緒	平成31年4月1日
主 任 主 事	岡 和 樹	平成30年4月1日

令和元年度人事委員会年次報告書

発行日 令和2年7月

編集・発行 島根県人事委員会事務局
松江市殿町8番地